○印西市安全で安心なまちづくり推進条例

平成18年12月15日条例第31号

印西市安全で安心なまちづくり推進条例

（目的）

第１条　この条例は、市民生活の安全を確保するため、安全で安心なまちづくりの推進に関し基本理念を定め、犯罪等を未然に防止するために市、市民、事業者及び関係行政機関等の役割を明らかにするとともに、安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を推進するための基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の定義は、それぞれが当該各号に定めるところによる。

（１）　市民　市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（２）　事業者　市内において事業活動を行うものをいう。

（３）　関係行政機関等　市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する行政機関並びに市内で活動する防犯組合及び町内会自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第３条　安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守ることを基本理念として行わなければならない。

２　市、市民、事業者及び関係行政機関等は、それぞれの役割を分担し、相互に連携し、及び協力することを基本理念として行わなければならない。

（市の役割）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりを推進するため必要な施策を策定し、及び実施するとともに、安全で安心なまちづくりに関する必要な措置及び協力を要請するものとする。

２　市は、前項に定める施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び関係行政機関等の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

３　市は、市民、事業者及び関係行政機関等が行う安全で安心なまちづくりに関する取り組みを尊重するとともに、必要な支援を行わなければならない。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における安全で安心なまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

２　市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよ

う努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全な環境の確保に努めるものとする。

２　事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係行政機関等の役割）

第７条　関係行政機関等は、市が基本理念にのっとり実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（高齢者等への配慮）

第８条　市、市民、事業者及び関係行政機関等は、高齢者及び障害者が地域において安全で安心して暮らすことができるよう配慮するものとする。

（防犯パトロール活動の推進）

第９条　市、市民及び関係行政機関等は、市民の安全確保のため、防犯パトロールの実施に努めるものとする。

（通学路等における安全確保）

第10条　市民、関係行政機関等、児童及び生徒（以下この条において「児童等」という。）の保護者及び学校の管理者は、市と連携して通学路等（通学路及びその沿道にある施設をいう。）における児童等の安全を確保するため必要な配慮を行うものとする。

（土地等の適切な管理）

第11条　市内に土地等を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地等に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、地域における犯罪防止に努めるものとする。

（啓発活動の推進等）

第12条　市は、市民及び事業者が、自主性をもって安全で安心なまちづくりを進めることができるよう関係行政機関等と連携し、及び協力して、防犯に関する知識の普及及び情報の提供、その他市民及び事業者に対する啓発活動を推進するものとする。

（協議会の設置）

第13条　市長は、安全で安心なまちづくりを推進するため、印西市安全で安心なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、市長の諮問に応じ、安全で安心なまちづくりに関する必要な施策について調査審議するものとする。

３　協議会は、前項の規定により調査審議するほか、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（協議会の組織）

第14条　協議会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　公募の市民（市内に居住する者で、公募により選出した市民をいう。）
（２）　学識経験者
（３）　市民活動団体の代表者
（４）　関係行政機関の職員
（５）　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

３　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　前条及び前３項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）